

泉大津市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要領

令和6年9月1日

1 目的

この要領は、ふるさと納税制度による泉大津市（以下「市」という。）への寄附の促進と特産品等のPR・販売促進との相乗効果を図るため、本市にふるさと納税を行った寄附者に対し、返礼品の提供を行う事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）の登録について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 「3 返礼品の要件」の規定する要件を満たす商品及びサービスを取扱う法人又はその他団体及び個人事業者であること。
- (2) 関係法令等に沿った生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。
- (3) 代表者等が、泉大津市暴力団排除条例（平成24年2月22日条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員密接関係者でないこと。
- (4) 市税等の滞納がないこと。

3 返礼品の要件

返礼品は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 平成31年総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）に適合するものであること。
- (2) 品質及び数量において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定や数量限定で供給可能なものは取扱い可能とする。
- (3) 食品衛生法、食品表示法等の関係法令等を遵守し、酒類・生鮮食品等提供にあたり許認可を要するものについては、返礼品提供事業者の責任において、その許認可を得ていること。
- (4) 飲食料品の場合は、返礼品提供事業者が返礼品を発送後、少なくとも10日間の賞味（消費）期限が保証されていること。ただし、鮮度が高く要求される生

鮮食料品についてはこの限りではないが、鮮度が保たれた状態で寄附者の手元に届くよう配慮すること。

5 寄附金額の設定

寄附金額は、総務省の基準に基づき、寄附金額に対する返礼品の金額の割合が3割以下に収まるよう市が決定する。

6 費用負担

- (1) 返礼品の商品代金及び送料、ふるさと納税ポータルサイトへの掲載手数料、クレジットカード及びマルチペイメント決済手数料は、市が負担する。
- (2) 寄附者から商品の品質等に関する苦情により商品の回収及び再配送を行った場合の送料は、返礼品提供事業者の負担とする。ただし、配送業者の瑕疵による場合はこの限りではない。
- (3) 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する費用について、市は一切負担しない。

7 返礼品提供事業者の登録申込方法

- (1) 返礼品提供事業者への登録を希望する場合は、事前に秘書広報課に相談の上、返礼品提供事業者として該当するかを確認すること。
- (2) 該当すると認められた場合は、「泉大津市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申込書兼誓約書（以下「申込書」という。）」を秘書広報課へ持又は郵送で提出すること。

8 受付期間

登録申込の受付は、随時行う。

9 登録の決定

登録の決定については、申込書の提出をもって行うものとする。なお、登録後は、返礼品提供事業者からの登録解除の申し出、又は返礼品提供事業者登録の解除の要件に該当しない限り、次年度以降も登録が継続されるものとする。

10 個人情報の保護

- (1) 返礼品提供事業者が業務を履行する上で知り得た寄附者の個人情報の取扱いについては、泉大津市個人情報保護条例（平成10年3月12日条例第11号）その他個人情報保護に係る関係法令を遵守すること。
- (2) 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用しないこと。

11 食品表示に係る関係法令の遵守

- (1) 返礼品提供事業者は、食品返礼品の産地名を適正に表示すること。
- (2) 市が必要と認めるときは、返礼品提供事業者に対し調査（実地調査を含む。）を行うことができる。市から調査の要請があった場合、返礼品提供事業者は当該調査に応じなければならない。
- (3) 返礼品提供事業者は、地場産品基準等において遵守すべき事項が記載された書類を整備・保存しなければならない。
- (4) 返礼品提供事業者が、食品返礼品の産地名の不適切な表示を行った場合、市は取引中止等の対応をとるものとする。また、このことにより発生した違約金、損害賠償に係る費用は、返礼品提供事業者の負担とする。

12 返礼品提供事業者登録の解除

次に掲げる事項に該当する場合は、返礼品提供事業者の登録を解除するものとする。

- (1) 市に登録解除を申し出たとき。
- (2) 「2 返礼品提供事業者の要件」に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 市又は寄附者に損害を及ぼす行為があつとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (4) その他、本市ふるさと納税制度の運用に重大な支障をきたす行為があつたとき。

13 返礼品登録の解除

次に掲げる事項に該当する場合は、返礼品の登録を解除し、取扱いを停止するものとする。

- (1) 返礼品提供事業者の登録が解除されたとき。
- (2) 「3 返礼品の要件」に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等により、返礼品としての基準を満たさなくなったとき。
- (4) 返礼品の生産、製造、加工等が中止されたとき。
- (5) 登録内容に虚偽があったと市が認めたとき。

14 留意事項

- (1) 返礼品提供事業者は、市及び寄附者に対して損害を与えないよう努めること。
また、市は、返礼品提供事業者が本要領に違反した場合、適切な措置を講じることができるものとする。
- (2) 返礼品登録の可否については、市が内容等を総合的に判断したうえで、掲載サイトを含めて決定する。
- (3) 返礼品提供事業者は、返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情の内容については市に報告すること。
- (4) この要領に疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、双方協議の上、対応すること。